

伊達市入札制度について

1 概要

公共工事の入札は、透明性、競争性・効率性、客観性、公正・公平性を確保し、「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等を踏まえ、不断の見直し・改善を図ることが求められています。

なお、本市の入札は、平成 29 年度より市が格付けを行っている 7 工種において「条件付一般競争入札」を導入しております。

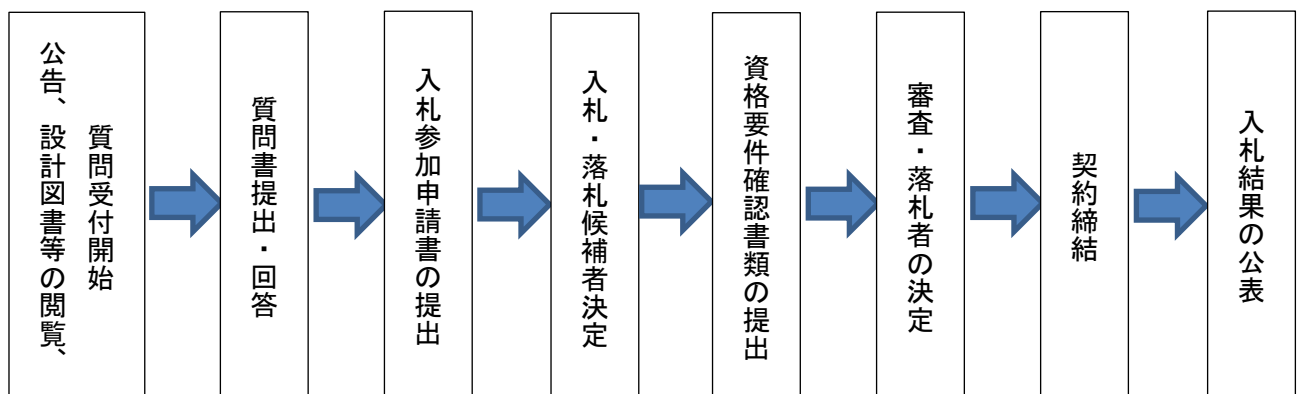
2 制度の主な内容

- (1) 入札方法：条件付一般競争入札
- (2) 対象金額：設計額が 200 万円を超える工事
- (3) 対象工事：市が格付けを行っている 7 工種（土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、造園工事、水道施設工事）
- (4) 地域要件：伊達市内に本店若しくは支店・営業所を有する者
※伊達市工事等請負有資格者名簿に登録されている必要があります。
- (5) 審査方式：「事後審査方式」を採用します。

3 入札にあたっての主な留意点

- (1) 伊達市ホームページに掲載される入札公告において、工事内容、条件等を確認のうえ、自らが参加可能と判断した工事について、入札に参加することとなります。
- (2) 「事後審査方式」とは、開札後、最低価格で入札した落札候補者のみに対して資格審査資料の提出を求め、資格要件が確認できれば、落札者とするものです。落札候補者が資格要件を満たしていなければ、次順位者を落札候補者として同様に審査を行います。
- (3) 現場代理人や主任技術者等の配置は、資格審査資料を提出する際に配置することとなります。

4 条件付一般競争入札の流れ

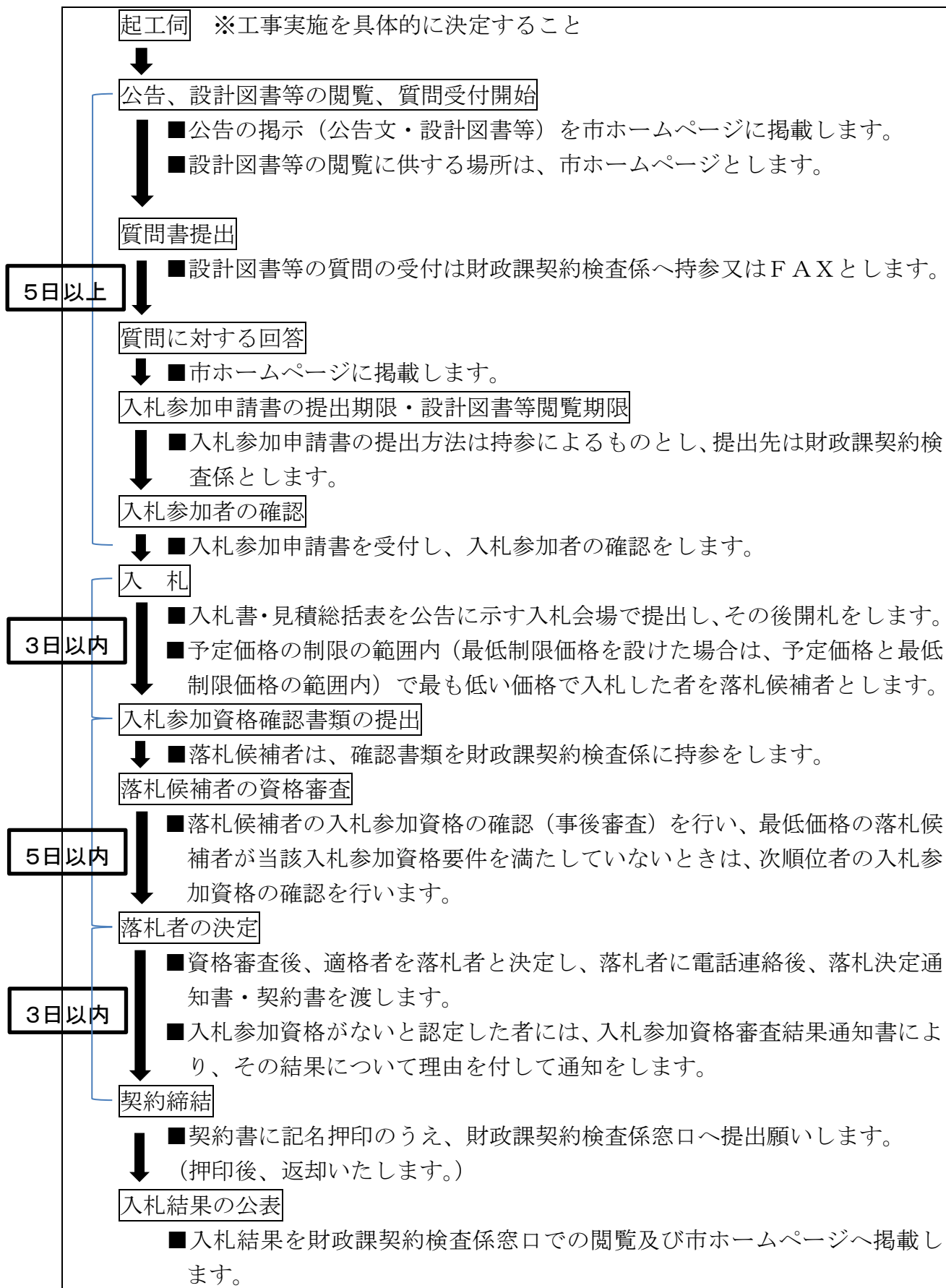


5 入札結果の公表

落札者の決定は、当該入札結果の公表をもってこれに代えるものとします。

1. 条件付一般競争入札の流れ

条件付一般競争入札のフロー概略図



2. 条件付一般競争入札の内容について

- (1) 対象期間 平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告をする建設工事に適用しています。
- (2) 対象金額 設計金額 200 万円を超える建設工事とします。
- (3) 対象工事 市が発注する格付のある建設工事（7 工種）とします。
（土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、造園工事、水道施設工事）
- (4) 対象としない工事は以下のとおりとします。
 - ①設計金額 200 万円以下の建設工事
 - ②特殊な工法又は技術を必要とする工事
 - ③事故又は災害等により、緊急の対応を必要とする工事
 - ④多様な入札方式を考慮しなければならない工事

3. 工種別設定基準について

工種別におけるランクの基準値は、「伊達市工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等」により定めた総合点によります。

なお、競争性の確保が不十分と判断された場合は、別ランクの業者も対象とすることとします。

詳細については、入札公告にあります「資格総合点数」を確認ください。